

令和8年2月3日

報道機関各位

長岡市危機管理防災本部  
危機対策担当課長



## 長岡市の4地域(山古志、小国、栃尾、川口)に 災害救助法が適用されました

山古志、小国、栃尾、川口の4地域において、連日の降雪により、住家倒壊のおそれがあり、生命または身体に危害を受けるおそれが生じ、雪害からの救助が必要となっていることから、災害救助法が適用されましたので、お知らせします。

記

### 1 適用地域

山古志、小国、栃尾、川口の各地域

### 2 適用期間

令和8年2月3日～2月22日(20日間)

### 3 救助の内容

障害物の除去(市が実施する要援護世帯及び生活保護世帯の屋根の雪下ろしに係る費用を、国と県が2分の1ずつ負担。)

#### 【問い合わせ先】

○救助法適用に関すること

長岡市雪害対策本部(危機管理防災本部)

担当 川合 電話 0258-39-2262

○山古志地域に関すること

山古志地域現地雪害対策本部(山古志支所地域振興・市民生活課)

担当 熊田 電話 0258-59-2330

○小国地域に関すること

小国地域現地雪害対策本部(小国支所地域振興・市民生活課)

担当 渡辺 電話 0258-95-5905

○栃尾地域に関すること

栃尾地域現地雪害対策本部(栃尾支所地域振興・市民生活課)

担当 桐生 電話 0258-52-5815

○川口地域に関すること

川口地域現地雪害対策本部(川口支所地域振興・市民生活課)

担当 小林 電話 0258-89-3111